

守山市のケアマネジメントに関する基本方針(案)の策定について

第1回介護保険運営協議会の後に委員の皆様からいただきましたご意見等（別紙参考資料のとおり）を踏まえ、「守山市のケアマネジメントに関する基本方針（案）」を作成いたしました。主な修正点等については、次のとおりです。

1 ケアマネジメントに関する基本方針(案)の修正点等について

(1) 主な修正点

ア 全体の構成

守山市が基本方針を策定する目的、対象、各対象者の役割等を明確にするため、また見やすさの改善のため項目建てを行いました。

イ 自立の定義

主旨は変えずに、できるだけ平易な表現に修正しました。

ウ 基本方針

介護と介護予防に分けて、それぞれについて基本方針を挙げています。

また、居宅介護支援、介護予防支援の表現は、介護、介護予防としています。

※ その他

全体を通じて、文言、表現の修正を行っています。

(2) 項目の追加

ア 対象

ケアマネジメントの中心的な役割を担うのはケアマネジャーになりますが、地域包括ケアシステムの構築を進めるため、サービス提供事業者、地域住民等のケアマネジメントに関わる全ての者に向けて、基本方針を策定することとしました。

イ 自立支援

「自立」の定義に加えて、新たに「自立支援」について記載しました。

ウ 留意事項

基本方針の補足的な位置づけとして、医療サービスとの連携、ケアマネジメントの質の評価等、留意いただきたい事項を追記しました。

エ 各対象の役割

地域包括ケアシステムの構築に向けて、ケアマネジメントを行う上での重要な視点、それぞれに求められる役割等を整理しました。

オ 基本方針の周知方法

基本方針策定後の周知方法を追記しました。